

鹿児島県弁護士会ニュース

被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

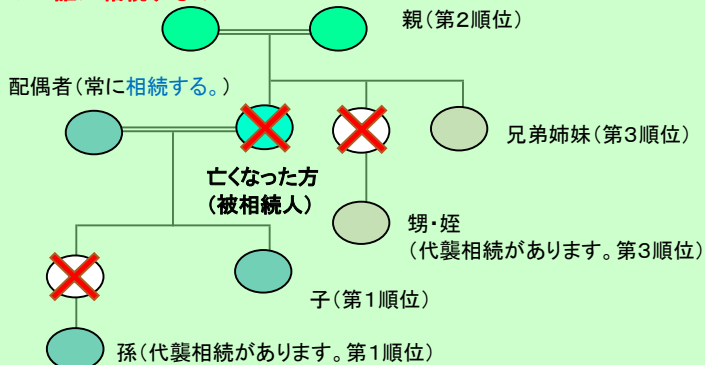
〈災害時Q&A集〉

相続編

ご家族が亡くなると、自動的に相続が始まります。相続問題について、よくあるご相談をまとめました。

※ 本書面の情報は2025年9月15日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

Q1 誰が相続するの？



亡くなった方を「被相続人」、相続する方を「相続人」と言います。
被相続人に配偶者(夫・妻)がいれば、配偶者は必ず相続人になります。
被相続人に子がいれば子が、子がいなければ親が、親もいなければ兄弟姉妹が、配偶者とともに相続人になります。
子同士、親同士、兄弟姉妹同士は同順位となります。
相続発生前に、子が亡くなっても、子に子(孫)がいれば、孫が子に代わって相続します(代襲相続)。
子が亡くなっている、孫やひ孫・・・(どこまでも繰り下がります)がいない場合に、親が相続人になります。
兄弟姉妹の中で、被相続人より先に亡くなっている方がいて、その方に子がいれば、その子も代襲相続をしますが、兄弟姉妹の場合は、代襲するのは子(甥・姪)までです。

Q2 どんな割合で相続するの？

配偶者はいるが、子どもも親も兄弟姉妹もない → 配偶者が全部
配偶者と子 → 配偶者が1/2・子どもが1/2
(子が2人なら、子は1/4ずつ)
配偶者と親 → 配偶者が2/3、親が1/3
(両親ともいれば、親は1/6ずつ)
配偶者と兄弟姉妹 → 配偶者が3/4、兄弟姉妹が1/4
(兄弟姉妹が3人いれば、兄弟姉妹は1/12ずつ)

Q3 借金が残っているけど、それも相続するの？

相続では、現金、預貯金や土地などのプラスの財産も、借金などのマイナスの財産も、どちらも相続することになります。

Q4 必ず、相続はしなければいけないの？

相続人は、相続について、次の三つから選ぶことができます。
1 単純承認 相続人が、被相続人の権利や義務をすべて受け継ぐ
2 相続放棄 相続人が、被相続人の権利も義務も一切受け継がない
3 限定承認 相続人が、相続によって得た財産・権利の限度で被相続人の負債・義務を受け継ぐ(相続人全員の了解が必要です。)

Q5 いつまでに、三つから選ばいいの？

相続人は、自分のために相続の開始があったことを知ったとき(Q8参照)から、**3ヶ月の間(熟慮期間)**に、単純承認、限定承認又は相続放棄をしなければなりません。
ただし、特定非常災害の指定があった場合は、この熟慮期間が延長されることがあります。

Q6 3ヶ月以内に何もしないとどうなるの？

3ヶ月以内に、相続放棄も、限定承認もしない場合、原則として単純承認したものとされますが、3ヶ月を過ぎてあきらめずに弁護士にご相談ください(Q8参照)。

Q7 気をつけることがありますか？

被相続人の財産の一部を処分したりすると、単純承認をしたとみなされてしまう可能性があります。放棄や承認を決める前に、相続財産を処分しないように気をつけてください。ただし、例外的に処分等が認められる場合もありますので、被相続人の財産を使う必要がある時には、事前に弁護士にご相談ください。

Q8 「自分のために相続の開始があったことを知ったとき」とはいつのこと？

原則として、被相続人が死亡したことを知り、自分が相続人であることを知ったときです。
しかし、財産や負債は何もないと思っていたのに、後に借金があることを知ったときは、そのときに相続の開始があったことを知ったときとされる可能性もありますので、不明な場合は弁護士にご相談ください。

Q9 3ヶ月以内に決められないときはどうしたらいいの？

大規模災害では、ご家族が亡くなったことは分かっても、財産のすべてを把握することができなかったり、ある程度把握はできていても、相続するの、放棄するのを決められないということが十分に考えられます。
その場合、**3ヶ月の熟慮期間を伸ばすことができます**(方法はQ10参照)。

Q10 3ヶ月の熟慮期間を伸ばすにはどうしたらいいの？

相続が開始したことを知ったときから3ヶ月以内に、家庭裁判所に対して、熟慮期間の伸長の申立をしなければなりません。

Q11 期間伸長の申立にはどんな書類が必要なの？

被相続人の住民票除票又は戸籍附票、除籍謄本、改正原戸籍謄本、申立てをする相続人の戸籍謄本が必要です。
申し立てる方によっては他にも書類が必要になる場合がありますので、詳しくは、家庭裁判所にご相談ください。

Q12 熟慮期間の延長、相続放棄、限定承認は、どこに申立てをすれば良いの？

被相続人の最後の住所地を管轄する**家庭裁判所**です(郵送も可)。

鹿児島家庭裁判所は、本庁の他にも5つの支部と5つの出張所を設けています。被相続人の最後の住所地によってこれらの中から申立先が決まりますが、本庁に問い合わせをすれば申立先の教示が受けられますので、まずは鹿児島家庭裁判所の本庁宛にお問い合わせください。

鹿児島家庭裁判所(本庁) TEL 099-222-7121

鹿児島県弁護士会では、被災された方に対する法律相談を行っております。

お気軽に、鹿児島県弁護士会(鹿児島市易居町2番3号 099-226-3765)までお問い合わせください。